

不登校対策自然体験活動事業仕様書

1 事業の目的

本事業は、神奈川県の不登校対策の一環として実施するものである。

不登校の状態にある、あるいは学校を休みがちな児童・生徒を対象に、日常を離れ、豊かな自然環境の中で様々な体験活動を行うことにより、「自然体験による心身のリフレッシュ」「自主性・自立性の改善・向上」「よりよい人間関係づくり」等、生き生きとした日常生活を送るためのきっかけとなる機会を提供するとともに、県内市町村教育委員会及び各小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）、各教育支援センター等との連携を図り、参加した児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開へつなげていくことを目的とする。

2 事業内容

(1) 不登校児童・生徒対象の自然体験キャンプの企画・運営業務

ア 対象者

原則として県内に在住する小・中学校の児童・生徒で不登校の状態にある者。ただし、高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）の生徒にも適宜対応する。なお、対象者の保護者及び家族、在籍する学校の教諭等も参加可能とする。

イ 実施内容

- (ア) 業務期間の開始までに、業務の目的及び事業内容に基づき、自然体験キャンプの企画立案を行う。
- (イ) 業務期間開始後速やかに「事業案内」を作成し、県教育委員会と連携を図りながら県内公立小・中学校等の関係機関に配付するなど、事業の周知及び参加者の募集に努める。
- (ウ) 参加申込みの受付業務を行う。なお、参加申込みの受付にあたっては、保護者及び在籍学校長等との連絡調整を行う。また、事業に参加する者は全て傷害保険に加入する。
- (エ) 業務の目的及び事業内容に基づき、自然体験キャンプを実施する。
- (オ) 事業の実施にあたっては、参加児童・生徒の年齢、体力、経験等を考慮して、危機管理体制や活動内容について、専門的な見地から適切な対応を行う。また、事業実施施設等の特性を理解し、安全管理を徹底するとともに、天候等の変化により危険を回避する必要があるときは、避難誘導などの適切な対応を行う。
- (カ) 事業の実施にあたっては、知識・経験に基づき児童・生徒の状況に応じた適切な対応に努める。
- (キ) 宿泊による事業の実施にあたっては、特に健康管理及び生活指導に留意する。
- (ク) 児童・生徒に日帰りキャンプからの段階的な参加を促したり、指導者の指示を守るなど、キャンプへの参加基準を明確にし、安全に事業を実施する。

ウ 自然体験キャンプの実施形態・回数・定員（目安）

	実施形態	回 数	定員(児童・生徒)
1	日 帰 り	12回	計240人
2	1 泊 2 日	11回	計185人
3	2 泊 3 日	2 回	計 30人
4	3 泊 4 日	2 回	計 20人
5	4 泊 5 日	3 回	計 30人
	合 計	30回	計505人

上記の実施形態、回数、定員を基本とし、事業実施前までに、県教育委員会と協議する。

エ 参加者経費

参加に係る経費は、実費相当程度の低廉な金額とする。

オ 支援プログラムの実施

不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立等に向け、自然体験活動等を活用した支援プログラムを実施する。併せて、児童・生徒の保護者等を対象に教育相談支援等を行う。

(ア) 児童・生徒への支援

- a 宿泊を伴う体験活動を通して、人間関係を調整する能力など社会的自立に必要な適応力を培う活動を行う。
- b 自然体験活動等の困難を克服し、達成感を味わう活動を通して、自己有用感や自己肯定感を高め、将来的な社会的自立につなげる活動を行う。

(イ) 保護者への支援

- a 事業実施に併せてカウンセリング等による教育相談支援等を行う。
- b 親子で体験する機会を設け、親子の相互理解を深める。
- c 事業毎に保護者相互の情報交換を目的とした話し合いの機会を設け、保護者への支援を継続的に行う。
- d 不登校に対する保護者の理解を深めるための研修会を実施し、知識等を習得させることにより、子育てへの自信回復を図る。

(2) 参加児童・生徒及び保護者との教育相談等業務

業務期間を通じて参加児童・生徒や保護者に対してカウンセリング等による教育相談等を可能な範囲で実施する。

(3) 参加児童・生徒についての関係機関等との連絡調整業務

参加児童・生徒について、その保護者や在籍学校、市町村教育委員会、教育支援センター等と連携を図りながら継続的な支援を実施し、事業期間終了にあたっては、次期事業運営が円滑かつ支障なく遂行できるよう引継ぎを行う。

また、参加児童・生徒の指導要録上の出席扱いについて、在籍校の校長に十分な説明を行い、理解を求める。

(4) 不登校対策に関する調査研究業務

参加児童・生徒や保護者へのアンケート調査の実施等により事業効果の検証を行うとともに、県教育委員会の求めに応じて必要な調査研究業務を行う。

(5) 県・市町村教育委員会及び教育支援センター等との連携業務

ア 不登校に関する情報や自然体験活動の情報を収集するとともに、事業の効果の分析に努め、県・市町村教育委員会、学校関係者、関係機関や団体等へ情報提供等を行う。

イ 事業の企画、立案、推進にあたっては、必要に応じて専門機関（大学研究機関、県立総合教育センター等）の指導助言を仰ぎ、また、市町村の教育支援センター等へ直接出向き、体験プログラムを実施するなど積極的な連携を図る。

ウ その他、教員等を対象に不登校児童・生徒への支援のあり方や不登校児童・生徒への自然体験活動の有効性について理解を深める研修を行う。

(6) 広報業務

事業案内の作成・配付及び県の広報媒体等を活用した広報活動に努める。

3 事業実施上の留意事項

(1) 業務期間を通しての運営スタッフの配置

児童・生徒への対応、生活指導、健康・安全管理等を適切に行うため、業務期間の開始までに、次の要件を満たす運営スタッフを必要数だけ確保し、業務期間を通じて配置する。

ア 不登校児童・生徒への支援について豊富な知識・経験を有するとともに、その指導に熱意を持ってあたり、児童・生徒の状況に応じ、適切に対応できる者

イ 宿泊を伴う事業の実施にあたっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設での活動を行うにふさわしい資質を備えた者

ウ 参加児童・生徒の年齢、体力、経験等を考慮して、危機管理体制や活動内容について、専門的な見地から適切な対応ができる者。また、事業実施施設の特性を理解し、安全管理を徹底するとともに、天候等の変化により危険を回避する必要があるときは、避難誘導などの適切な対応を行うことができる者

エ 参加児童・生徒について、その保護者や在籍学校、市町村教育委員会、教育支援センター等と連携を図りながら継続的な支援を実施することができ、事業期間終了にあたっては、次期事業受託者が業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう引継ぎを行うことができる者

オ 県教育委員会が行う事業や調査等に協力するとともに、必要に応じて市町村教育支援センター等へ直接出向き、体験プログラムを実施するなど関係機関との積極的な連携を図ることのできる者

(2) キャンプ実施時における運営スタッフの配置

児童・生徒の安全の確保及び緊急時の対応に万全を期すため、職員の配置にあたっては、次の条件を満たすとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、職員の配置を行う。

ア キャンプ実施にあたっては、運営責任者または責任者を代理する者を配置する。

イ キャンプ実施期間中は、常時、安全管理上必要な人数の運営スタッフに従事させるものとする。

ウ 児童・生徒等の安全管理のため、宿泊を伴う場合は、午後10時から翌朝午前8時30分までの間に、事業活動施設及び施設内の見回りを2回以上実施するものとする。なお、緊急事態が発生した場合は、参加者の避難誘導、安全確保、応急処置、通報など適切に対応し、利用者の安全確保後は、速やかに県教育委員会に報告するものとする。

(3) 臨床心理士、看護師等の活用

キャンプ等の事業実施にあたり、参加児童・生徒や保護者に対して専門的なカウンセリング等を行う必要がある場合は、心理学や精神医学等の専門的知識や経験を備えた者を業務に従事させる。

また、参加児童・生徒の健康管理のため必要に応じて看護師等を業務に従事させる。

(4) ボランティアの活用

キャンプ等の事業実施に当たり、参加児童・生徒へのきめ細かな支援のためにボランティアを業務に従事させることができる。

ボランティアを活用する場合は、参加者に対して適切な対応ができるよう、次のようなボランティア対象の研修会を行う。

ア 不登校児童・生徒への対応についての講義や自然体験活動の実践研修等により、不登校に対する理解を深め、事業を円滑に運営するためにボランティアとして必要な知識や技術の習得を図る。（年1回以上 年度当初）

イ 具体的な活動プログラムの実践研修等により、事業参加者への接し方や、活動プログラムの指導方法等の知識や技術の習得を図る。（必要に応じて各事業実施前）

(5) 連絡先の確保

本事業に係る連絡調整、参加者受付などのために、専用の電話、ファクシミリ、電子メールアドレスを確保し、対応すること。

(6) 事業報告

ア 各キャンプの終了後、実施内容を月ごとに取りまとめ、翌月10日までに県教育委員会に報告する。

イ 毎年度終了後30日以内に必要書類を添付した事業実施報告書を作成し、県教育委員会に提出する。

4 その他

この仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、県教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定するものとする。